

検査結果書

(採水員検査)

浄化槽番号 1911103

富山市総曲輪2-1-3

環境 太郎 様



浄化槽法第11条による浄化槽の法定検査の結果について通知します。

検査日 平成27年 2月12日

〒930-0083

富山市総曲輪2-1-3

富山商工会議所

公益社団法人

富山県浄化槽協会

TEL 076-421-1208

検査員 輝希 一郎

採水員 白鷹 二郎

設置者 [住所] 富山市総曲輪2-1-3

[名称] 環境 太郎

建物名 [住所] 富山市総曲輪2-1-3

[名称] 環境 太郎

設置年月日

使用開始日 平成25年10月 1日

建物の用途 住宅

設計(メーカー) A B C環境工業(株)

工事業者

管轄 富山市保健所

設置番号 1911103

処理対象人員

7 人槽

放流先 用排水路

処理性能 20 mg/l

種類 合併

構造 新構造

処理方式 生物濾過方式

三次処理 無

補助金 無

実使用人員 3 人

外観検査

外観検査の項目に異常は認められません。

水質検査

透視度(Tr)	50< cm(度)
残留塩素濃度(Cl₂)	0.5 mg/l (検出あり)
生物化学的酸素要求量(BOD)	10 mg/l (処理性能 20mg/l 以下でした)

書類検査

保守点検の実施者	A B C環境工業(株)	保守点検の回数	4回/年
清掃の実施者	A B C環境工業(株)	前回の清掃月	平成26年10月

総合判定

イ. 適正である。

所見及び留意事項

検査の結果、放流水の水質は良好で浄化槽の機能は確保されています。今後も適切な維持管理に努めてください。

この結果書は3年間保存してください

*

検査

分類番号

検査済証No.

300000

◆◆◆検査結果書の解説◆◆◆

1. 外観検査

検査対象の浄化槽について、設置状況や維持管理状況を検査するほか、浄化槽内部の目視による検査を行います。各検査項目に異常が認められないかどうかを確認し、「良」、「可」、「不可」の3段階に分けて判断します。「可」または「不可」と判断された項目については、外観検査の欄に検査項目名を記入します。第7条検査では、主として、構造や施工が法律の基準に従って適切に行われているか否かについて検査するほか、設備の能力や稼働状況などについても検査します。また、第11条検査では、主として維持管理が基準に従って適切に行われているか否かについて検査するほか、使用状況などについても検査します。

2. 水質検査

◆透視度 (Tr)

浄化槽の放流水の清澄度合いを表す指標です。放流水の水質の良否をおおまかに判断することができ、透視度の数値が大きいほどきれいで澄んでいることを表しています。

◆残留塩素濃度 (Cl₂)

浄化槽の放流水は、公衆衛生上の安全確保を図るために消毒が義務付けられています。通常は、塩素剤による消毒が行われており、「検出あり」と記載されている場合は特に問題はありません。「検出しない」と記載されている場合は、速やかに消毒する必要があります。

◆生物化学的酸素要求量 (BOD)

水質の汚れ具合を表す最も一般的な指標で、浄化槽の放流水の汚れ具合を数値で表したものです。

水中の有機物が微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量で、汚れた水ほどBODの数値は大きくなります。逆に、きれいな水ほど数値は小さくなります。

3. 書類検査

浄化槽の管理者には、保守点検及び清掃の記録票の保存が義務付けられています。検査では、記録票の保存の有無について検査します。また、それらの記載内容を参考にして、保守点検及び清掃が法律の基準に従って実施されているか否かについて検査します。

4. 総合判定

イ. 「適正である。」

浄化槽の設置及び維持管理について、問題がないと認められる場合。

ロ. 「おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい。」

浄化槽の設置及び維持管理について、一部改善することが望ましい場合、または、今後の経過を注意して観察する必要がある場合。

ハ. 「不適正である。」

浄化槽の設置及び維持管理について、改善を必要とする場合。

● 水質検査項目の判断方法

検査項目	種類	処理性能(BOD)	良	可	不可
透視度	単独	90mg/l以下	7cm以上	良及び不可以外	4cm未満
	合併	60mg/l以下	10cm以上	良及び不可以外	5cm未満
		30mg/l以下	15cm以上	良及び不可以外	12cm未満
		20mg/l以下	20cm以上	良及び不可以外	15cm未満
残留塩素濃度	全て	—	検出あり	—	検出しない
BOD	単独	90mg/l以下	90mg/l以下	良及び不可以外	120mg/l超
	合併	60mg/l以下	60mg/l以下	良及び不可以外	80mg/l超
		30mg/l以下	30mg/l以下	良及び不可以外	40mg/l超
		20mg/l以下	20mg/l以下	良及び不可以外	30mg/l超

● 各検査項目の判断方法

- ①「良」……望ましい状態にある。または異常が認められない。
- ②「可」……一部望ましくない状態または異常が認められるが、通常の保守点検及び清掃の範囲で回復が可能な程度の状態であり、処理機能等に影響を与えるおそれが小さい。
- ③「不可」……望ましくない状態または異常が認められ、主として当該単位装置の処理機能等に影響を与えることが明らかである。

浄化槽を正しく管理して、きれいな水環境を守りましょう。

浄化槽の管理者（設置者）には、浄化槽法による3つの義務があります。

1. 保守点検の実施

消毒剤の補充

送風機の点検

機器の調整

機能の診断

・浄化槽の処理方式によって保守点検の回数が定められており、その回数以上の保守点検をしなければなりません。

(浄化槽法第10条、環境省令第6条)

2. 清掃の実施

汚泥の引抜き

汚泥の調整

槽内の洗浄

・毎年1回、浄化槽の清掃をしなければならないことになっています。(浄化槽法第10条)

ただし、全ばっ氣方式の浄化槽については、おおむね6ヶ月ごとに1回以上清掃をしなければなりません。(環境省令第7条)

3. 法定検査の受検

7条検査

11条検査

・浄化槽の管理者は、富山県知事の指定検査機関（公益社団法人富山県浄化槽協会）による法定検査を受けなければなりません。

☆新たに設置された浄化槽の設置工事や構造の適否及び浄化槽の機能検査を行います。(浄化槽法第7条)

☆毎年1回、外観検査や書類検査のほかに「水質検査」を行います。(浄化槽法第11条)